

173

井吹台東町5丁目いぶき自治会

協定区域	西区井吹台東町5丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2015年3月12日
	面積	15,415.14 m ²		更新 2020年3月12日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2020年3月12日～2030年3月11日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物は1区画1戸建とし、区画はこの協定締結時における区画を変更してはならない。
- (2) 一般宅地の場合は、専用住宅、又は学習塾、華道教室、囲碁教室、美術品又は工芸品を製作するアトリエ又は工房などを備える兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3第6号及び第7号に規定)以外を建ててはならない。
- (3) まちかど施設可能宅地の場合は、専用住宅、又は事務所、日用品の販売を主たる目的とする店舗、食堂、喫茶店、理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本店、洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子店、学習塾、華道教室、囲碁教室、美術品又は工芸品を製作するアトリエ又は工房などを備える兼用住宅(建築基準法施行令第130条の3の規定)以外を建ててはならない。
- (4) 一般宅地の場合は、自動販売機を設置してはならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

吹台北町三丁目

173

井吹台東町5丁目いぶき自治会

173 井吹台東町5丁目いぶき自治会建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

